

出に際しての留意点

A

処分を行うまでの間、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の保管基準にしたがい、廃PCB等が漏洩しないよう適正な保管施設において、適切に保管を行うほか、毎年、保管状況等について事業所所在地の都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長。以下、同じ。）への届出が必要です。

A

平成13年度は、8月31日までに提出しなければなりません。なお、平成14年度以降は、6月30日が届出期日とされています。

A

例えば以下のように、整理するなど、今後管理において支障が生じない範囲であれば、簡略が可能です。

廃棄物の種類	番号	量(単位)	製造者名	製造番号	製造年月	容量等
高圧コンデンサ	㊸-001	5台	〇〇	1, 2, 4, 6, 9	S39. 7~10	1kVA
"	㊸-002	3台	△△	22, 32, 34	S40. 1~5	2kVA

A

上記と同様に簡略する事も可能ですが、判断に迷う場合には都道府県に問い合わせください。

A

確認ができ次第、追加して提出することとして差しつかえありません。

A

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された業務用・施設用の蛍光灯器具のラピッドスタート式高力率のもの、水銀灯器具の別置安定器及び低圧ナトリウム灯器具（トンネル用）にはPCBを含むコンデンサが使用されている可能性があります。ただし、一般家庭で使用されている蛍光灯には、PCBは使用されていません。詳しくは、その照明器具の各メーカーにお問い合わせください。

A

高温焼却処理のほか、化学処理といわれる焼却とは異なる4つの方法（脱塩素化分解、還元熱化学分解、水熱酸化分解、光化学分解）が平成13年7月現在、処理技術として認められており、今後も、有効性と安全性が認められればPCBの処理技術として追加されることとなります。

A

廃棄物を移動する際、自ら運搬する場合にあっては、特別管理産業廃棄物管理責任者の指示のもと、廃棄物処理法に定める処理基準に従い、適正な管理のもと運搬しなければなりません。また、他人に収集運搬を委託する場合にあっては、都道府県知事からPCB廃棄物の収集及び運搬の許可を得ている業者に委託する必要があります。なお、移転先においても引き続き、廃棄物処理法に基づき、適正な保管並びに管理を行うことに加え、PCB特別措置法に基づく届出を行う必要があります。

A

具体的な処理費用については、今後、処理施設が設置され、その運営管理費等が算出された後、明確になると思われませんが、PCBの安全な処理のためには高額な処理費用となることも想定されます。このため、中小企業に対しては、処理費用の一部助成をする基金制度を設けるなど、事業者負担の軽減を図る予定です。

A

保管を委託した者及び委託を受けた者双方ともに譲渡し及び譲受けの制限義務に違反し、罰則の対象となりますので絶対に行ってはなりません。